

本日公表しました、「令和6年度学校における医療的ケアに関する実態調査」の結果を踏まえて、ご留意いただきたい事項についてお示ししておりますので、関係各位におかれては、適切に御対応いただくようお願いいたします。

7 文 科 初 978 号
令和7年7月16日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各 都 道 府 県 知 事 殿
附属学校を置く各国公立大学法人の長
構造改革特別区域法第12条第1項の
認定を受けた各地方公共団体の長

文部科学省初等中等教育局長
望 月 禎

文部科学省総合教育政策局長
塩 見 み づ 枝

「令和6年度学校における医療的ケアに関する実態調査」の結果
を踏まえた対応について（依頼）

日頃より、特別支援教育の推進に御尽力いただき厚く御礼申し上げます。

さて、このたび御協力いただきました標記調査結果が取りまとまりましたので、別添のとおり送付させていただきます。

本調査結果を受け、各自治体等における安全・安心な医療的ケアの実施体制の整備に向けた具体的な取組を進めるに当たって御留意いただきたい点を下記のとおり整理しました。また、令和6年度に文部科学省が実施した委託事業の成果物として、各自治体における医療的ケア看護職員の確保を支援するための「学校における医療的ケア看護職員の人材確保・配置方法に関する取組事例集」及び医療的ケア看護職員の資質向上のため、学校で実施される医療的ケアの手技を視覚的に学ぶことができる「学校における医療的ケアの手技に関する研修動画シリーズ」をそれぞれ作成し公表したため、あわせて参照していただくようお願いします。

ついては、当該内容を十分に御了知の上、各都道府県教育委員会におかれては所管の学校及び域内の指定都市を除く市区町村教育委員会に対して、各指定都市教育委員会におかれては所管の学校及び学校法人等に対して、附属学校を置く各国公立大学法

人担当課におかれては附属学校に対して、構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては、所轄の学校設置会社の設置する学校に対して、本通知の内容について周知を図るとともに、一層の取組を促していただくようお願いします。

なお、学校への周知に当たっては、学校の負担軽減を図るため、医療的ケア児の在籍校や在籍予定校に限定するなど、周知先を適切にご判断いただくようお願いいたします。

記

1. 医療的ケア児に対する保護者の付添い等に伴う負担軽減について

調査結果において、医療的ケア児の保護者の付添いが生じているのは、学校生活においては特別支援学校で 3.8%、幼稚園、小・中・高等学校で 12.7%であるが、登下校時においては特別支援学校で 59.3%、幼稚園、小・中・高等学校で 47.4%と依然として高い割合で保護者の付添いが生じている。なお、学校生活で保護者等が付添いを行っている医療的ケア児の付添いが必要な理由として、特別支援学校では、「医療的ケア看護職員や認定特定行為業務従事者はいるが、学校・教育委員会が希望しているため（ガイドライン等で定めている場合も含む。）」が 48.7%と最も多く、幼稚園、小・中・高等学校では、「医療的ケア看護職員又は認定特定行為業務従事者がいないため」が 44.8%と最も多い。

調査結果を踏まえ、各自治体におかれては、以下に留意し、学校生活及び登下校時における保護者負担の軽減に向けた取組を行うこと。

- 学校における医療的ケアの実施体制の充実及び保護者の付添い負担の軽減や解消等につながることから、自治体内の関係部局、幼稚園や保育所、小・中・高等学校、特別支援学校等の関係機関、医療的ケア児支援センター等、保健・医療・福祉等と連携し、就学及び進学する前の医療的ケア児を可能な限り早期に把握し、医療的ケア看護職員の確保に可能な限り早期から着手すること。その際、就学に関する事前の相談・支援の実施に努めることも医療的ケア児の早期把握につながるため、就学に関する事前の教育相談等の様々な活動が早い時期から用意され、提供されることを、本人及び保護者に対して事前に周知すること。
- 保護者に付添いの協力を得ることについては、真に必要と考えられる場合に限るよう努めるべきであるが、やむを得ず、保護者に付添いの協力を求める場合には、代替案などを十分に検討することが必要であり、真に必要と考える理由や付添いが不要になるまでの見通しなどについて、医療的ケア児や保護者に対して丁寧に説明すること。
- 保護者の付添い負担の軽減のため、管内の学校で対応できる医療的ケアの対象について、例えば、医療的ケア運営協議会等での協議によって個々の医療的ケア児

の状態等に応じて必要な対応を検討できる旨をガイドライン等に加えることや、引継ぎ期間の短縮化に向けて、早期に医療的ケア児の状態を把握し、医療的ケア看護職員を配置するなど必要な体制を整備すること。

- 校外学習等の特定の場面や医療的ケア看護職員の休暇時等、臨時的に医療的ケア看護職員が必要になる場合、訪問看護ステーション等への委託を活用する、教育委員会に配置している医療的ケア看護職員が各学校を巡回する等の体制をあらかじめ整備すること。
- 登下校時の保護者の付添い負担の軽減に当たっては、福祉部局等と連携し、適切な手段を検討すること。また、医療的ケア看護職員を同乗させるなどして安全を確保したうえで、医療的ケア児のスクールバスなど専用通学車両へ乗車をできる限り追求すること。同乗する看護師の配置については、文部科学省の医療的ケア看護職員配置事業の活用も検討されたい。

2. 医療的ケア看護職員の人材確保等について

調査結果において、学校における医療的ケア児の数は、特別支援学校で8,700人（前年比135人増）、幼稚園、小・中・高等学校で2,559人（前年比360人増）であり、対応する医療的ケア看護職員の数も、特別支援学校で3,419人（前年比293人増）、幼稚園、小・中・高等学校で2,471人（前年比360人増）であり、いずれも増加している。

調査結果を踏まえ、各自治体におかれては、以下に留意し、医療的ケア看護職員の人材確保等の体制整備を行うこと。

- 医療的ケア看護職員の人材確保に当たっては、ハローワークやナースセンターと連携した募集等の活用を検討すること。
- 医療的ケア看護職員の雇用条件等の処遇改善を図るとともに、安心して働けることができるよう、教育委員会や特別支援学校に指導的な立場となる看護師を配置して相談対応や指導をさせることも有効であること。
- 限られた人材を効率的に配置するため、各学校に医療的ケア看護職員を配置するほか、教育委員会に配置して複数学校に派遣する場合や、医療機関や訪問看護ステーション等への委託等、医療的ケア看護職員の効率的な配置を工夫すること。その際、先に述べた「学校における医療的ケア看護職員の人材確保・配置方法に関する取組事例集」を活用されたい。
- 医療的ケア看護職員が医療現場と異なる環境の学校で勤務するに当たって、安心して業務に対応し、定着するためには、学校において関係する教職員との連携や学校における医療的ケアに関する研修の機会を確保することが重要であることに鑑み、学校現場で行われている医療的ケアの手技を視覚的に学ぶことができる研修動画「学校における医療的ケアの手技に関する研修動画シリーズ」を活用されたい。

3. 医療的ケア児の学校在学時における防災への備えについて

調査結果においては、医療的ケア児の在学時における防災への備えの状況について、防災後、保護者及び医療的ケア看護職員等が長期間来校できない場合等、医療的ケア児の学校における待機が長期化した場合の対応について、保護者・主治医等と学校関係者間で協議をして取り決められている学校は、特別支援学校で40.9%、幼稚園、小・中・高等学校で54.4%である。また、令和7年度に取り決め予定の学校を含めると、特別支援学校で83.1%、幼稚園、小・中・高等学校で90.7%であるが、一層の取組を行うこと。

学校保健安全法に基づき、各学校においては「学校安全計画」及び「危険等発生時対処要領」（以下、「危機管理マニュアル」とする。）を策定し、児童生徒等の安全確保を図っているところであるが、調査結果を踏まえ、医療的ケア児を受け入れる各学校においては、以下に留意し、防災に備えた対応について取り決めるとともに、必要に応じて、危機管理マニュアルの改定等を検討すること。

- 医療的ケア児については、医療的ケア児の状態等や災害による被害の程度等によっては、生命・生活の維持が困難になり得ることから、医療材料・医療器具・非常食等の準備及び備蓄について、保護者等と学校間で確認・協議しておくこと。特に人工呼吸器を用いている等、非常用電源が確保できなければ直ちに重篤な事態に陥りかねない医療的ケア児が在籍している学校においては、停電時の対応をどのように行うか取り決めておくこと。
- 防災後、保護者及び医療的ケア看護職員等が長期間来校できない場合や、医療的ケア看護職員等の勤務時間や派遣契約で定められた在学時間を超えて医療的ケアの実施が必要となる場合など、医療的ケア児の学校における待機が長期化した場合にも医療的ケアを実施できる体制をどのように構築するかについて、保護者等と学校間で協議して取り決めておくこと。
- 確認・協議や取り決め等を進めるに当たっては、学校や市町村教育委員会のみで対応を検討することが困難なことも考えられ、各自治体の防災担当部局等、医療的ケア児の災害時の対応に関わる自治体内の関係部局や地域の医療機関等と連携し、協力を得る必要がある場合があることに留意すること。
- 福祉避難所について、市町村防災部局から特別支援学校を在校生等のための福祉避難所として避難先に指定したいとの依頼があった場合には協力されたい。

(※1) 学校における医療的ケア看護職員の人材確保・配置方法に関する取組事例集



https://www.mext.go.jp/content/20250530-mxt_tokubetu01-000042872_02.pdf

(※2) 学校における医療的ケアの手技に関する研修動画シリーズ



https://www.youtube.com/playlist?list=PLGpGsGZ3lmbBqHR5TChHpm3ulS6re8k_8

(添付資料)

「令和6年度学校における医療的ケアに関する実態調査結果（概要）」

【本件連絡先】

- ・ 本通知に関することについて

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課支援第一係

TEL:03-5253-4111（内線 3967）

- ・ 学校保健安全法に関することについて

文部科学省総合教育政策局

男女共同参画共生社会学習・安全課 安全教育推進室 防災教育係

TEL:03-5253-4111（内線 2670）